

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

令和元年10月から消費税率の引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行います。

1 経緯

消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、「2019年度税制大綱」でひとり親に対し、住民税における非課税の適用拡大の措置が講じられました。

一方、未婚のひとり親への所得税における寡婦控除適用は見送られました。更なる税制上の対応の要否等については、「2020年度税制改正大綱」において検討し、結論を得ることとなりました。

これを受け、国は、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、本年度に限り、17,500円の支給を児童扶養手当に上乗せする形で行うことを決定し、本年度予算に事務事業費を計上しました。

※寡婦控除とは結婚した後に配偶者と死別、離婚した人の所得税や住民税を控除する制度

2 概要

区は、国の決定を受け、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して、次のとおり臨時・特別給付金を給付します。

(1) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

(2) 支給対象者

基準日（令和元年10月31日）において、児童扶養手当の支給対象であり、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

(3) 対象人数(想定)

約260人

(4) 給付額

17,500円（児童扶養手当受給者一人1回のみ）

【根拠】未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、
控除額35万円×所得税率5%=17,500円

(5) 財源

全額国庫負担（10/10）

※実施にかかる事務経費についても、全額国庫負担

3 今後のスケジュール(予定)

令和元年 6月	令和元年第2回港区議会定例会に補正予算案提出 事業実施要綱策定
7月	広報周知・申請勧奨・申請様式の交付
8月～11月	申請受付 ※11月以降も令和2年1月31日まで受付し、順次支給します。
11月～12月	審査・支給決定
令和2年 1月	支給